

県南広域振興局長告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年11月4日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 北上市藤沢15地割121番2、122番2の一部、122番3、123番3の一部、125番13の一部、125番14の一部、125番17の一部、125番18、125番22の一部、125番23の一部、125番24、126番1の一部、129番、130番、131番5、132番3、133番、134番1、134番3、134番5、135番3、136番5、430番の一部及び433番の一部、北上市藤沢17地割29番1の一部、30番1の一部、30番2の一部、31番1の一部、31番2の一部、31番3の一部、71番の一部、72番1、72番2、72番3、72番4の一部、73番の一部、74番1、74番2、75番1、76番1、120番1の一部、121番1、122番1、123番1、123番2、126番2の一部、519番の一部及び520番1の一部、北上市流通センター112番2の一部及び112番3並びにこれらの区域内に介在する認定外道路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社コメリ